

2 納入金について

当寺との関係（檀家・信徒・新規会員）によって、3つに分かれます。

【最初に六角塔へご遺骨を安置埋葬し、三十三回忌法要後、観音墓へ合祀の場合】

当寺との関係 〔永代供養の対象〕	入会料	法要供養料	永代塔使用料 (六角塔)	合計
① 檀家 〔各家の 諸霊と先祖〕	下記事由のため不要	同左	同左	0円
② 信徒 〔一霊と先祖〕	10万円	15万円	10万円	35万円
③ 新規会員 〔一霊〕	10万円	15万円	10万円	35万円

※上記の表の先祖とは既に33回忌が過ぎた精霊のこと

① 檀家（常仙寺に墓地をお持ちの方）

当寺の墓地の使用権は永代供養料へと転換できると考えます。よって墓地の返還をしていただくことにより、新たに納入金をお納めいただくことはありません。但し、墓所を元に戻すための墓石の解体費用（石材店工事代）は、原則としてご負担いただきたく思います。解体後のご遺骨はすべて一珠会永代塔（六角塔・観音合祀墓）に埋葬供養いたします。

② 信徒（当寺を菩提寺とされているが、墓地は霊園等にお持ちの方）

当寺に墓地をお持ちでなく墓地返還による納入金への代替ができないので、上記の規定の納入金をお納めいただきます。既に信徒として長く当寺と仏縁を結んでいただいているので、一霊の納入金には、その家のご先祖の合祀墓での埋葬供養料を含む、とさせていただきます。

③ 新規入会会員（この度の入会をもって、当寺を菩提寺としてくださる方）

規定の納入金をお納めいただきます。新規の入会の場合、永代塔（六角塔・観音合祀墓）での埋葬供養の対象は入会された会員のみ、ご先祖の合祀墓への納骨は別と考えます。

1. 入会料は当寺の通常墓地の入壇料と同額で、**一家で10万円（お一人でのご入会でも同額）**とします。したがって家族2人で**同時入会**し、六角塔への埋葬供養を望まれる場合の納入金は以下ようになります。

◀ 入会料・10万 + 供養料・15万×2人 + 六角塔使用料・10万×2人 = 60万 ▶

また、ご家族でも**個々に入会時期が異なる時**、同家の二人目以降の入会者については、その方が、ご生前に入会の場合は先の入会者と一家族とみなし、入会料を差し引いた額（25万）の納入をお願いしておりますが、ご逝去後の入会となる場合は入会料を含んだ総額（35万）をお納め願います。

2. 一珠会・永代塔は墓地管理費の必要はありません。
3. 墓誌への記名は希望者のみ、入会時にお申し出下さい。
4. 様々な理由やご希望により、六角塔(骨壺安置)での安置期間の延長や骨壺安置の期間を経ず、最初から合祀墓での埋葬供養も受け付けます。どうぞご相談下さい。